

# 吉賀中学校 P T A 会則 (案)

## 第一章 名称

第一条 本会は吉賀町立吉賀中学校 P T A と称し、事務局を吉賀中学校内に置く。

## 第二章 目的

第二条 本会は教育を本旨とする民主的団体で、次の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
2. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の教育について保護者と教職員が親密な協力をするようにする。
3. 民主的教育に対する理解を深め、家庭及び社会生活の水準を高めるための会員の成人教育を盛んにする。
4. その他本会の目的達成上必要と認められる事項。

## 第三章 事業

第三条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 生徒の福祉増進に関する事項。
2. 学校と家庭及び社会との連絡に関する事項。
3. 会員の教養に関する事項。
4. その他本会の目的達成上必要と認められる事項。

## 第四章 会員

第四条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校教職員とする。

## 第五章 役員

第五条 本会に次の役員をおく。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 会長   | 1名  |
| 2. 副会長  | 2名  |
| 3. 評議員  | 若干名 |
| 4. 監事   | 2名  |
| 5. 学校代表 | 1名  |
| 6. 幹事   | 1名  |
| 7. 会計   | 1名  |

役員任期は1か年とする。但し、重任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残存期間とする。役員は任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行う。

第六条 役員選出は次のとおり行う。

1. 会長、副会長及び監事は、会員の中から評議員会において選任し総会で承認する。

但し、新年度(4月1日)から総会で承認されるまでの期間は、評議員会で選任された会長・副会長予定者が役員代行として本会事業を遂行することとする。

2. 評議員は次の基準により互選する。  
但し、地区評議員の地区の設定、統合並びに学年評議員の定数は評議員会で協議変更できる。

[1] 地区評議員

- ◇原則として、各地区2名とする。
  - 下七日市・上七日市・奥七日市
  - 横立・月和田・高尻・真田・抜月・柿木
  - 蓼野・朝倉・注連川・六日市・蔵木

[2] 学年評議員

- ◇各学年より2名

第七条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれにかわる。
3. 評議員は、PTA専門部のいずれかに所属し、専門部の業務の執行に当たる。  
また、本会の事業及び重要会務に参画する。
4. 監事は会計および業務監査に当たる。
5. 学校代表は学校運営上のことや、本会発展のために必要な意見を述べる。
6. 幹事は本会の事務に当たる。
7. 会計は本会の会計事務一切を司る。

第八条 本会の円滑なる進展を図るため次の各部を置く。また、各部に部長を置く。

部長は会長がこれを委嘱する。

1. 教 養 部…… 生徒の豊かな創造を啓発し、会員の教養の向上に関する事項。
2. 事 業 部…… 生徒の福祉増進並びに保健体育向上のための事業の企画と執行に関する事項。  
会員の保健衛生に関する事項。
3. 学 年 部…… 学年の教育活動への協力並びに保護者生徒相互の親睦に関する事項。

第九条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が評議員会に諮ってこれを委嘱する。

## 第六章 会議

第十条 本会運営のため次の会議を行う。

1. 総務部会 会長、副会長、各部長、学校代表、幹事、会計をもって構成し事業の企画運営の主体となる。なお、急を要する場合は評議員会の業務を代行することができる。
2. 評議員会 総務部会参加者、評議員をもって構成する。会は随時開き、予算の審議、決算の審議、会長、副会長、監事の選任、本会の事業及び会務について協議し、且つ事業を遂行する。
3. 総 会 年1回開き役員承認、会則の変更、決算承認、予算承認、その他会務の状況報告及び教育問題の研究協議を行う。  
但し、必要により臨時総会を開くことができる。

第十一条 会議の招集は会長が行う。但し、部会は部長が行う。

第十二条 会議は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

第十三条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第七章 会計

第十四条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金その他をもって充てる。

第十五条 特別の事情があるものは評議員会の議を経て減額又は免除することができる。

第十六条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 附則

第十七条 本会の運営に必要な細則は評議員会において定める。

第十八条 本会則は昭和37年4月1日より施行する。

本会則制定と同時に従来の会則はこれを廃止する。

昭和57年5月7日一部改正（第九条追加）

昭和57年5月7日一部改正（第五条～第七条、第十条変更）

昭和60年4月25日一部改正（第十条、3.追加）

平成14年5月18日一部改正

（第六条2・第十五条変更、第十一条～第十三条追加）

平成15年3月11日一部改正

（第四条、第七条3、第十条1・3変更、第八条4追加）

平成16年3月11日一部改正

平成18年3月8日一部改正（町名変更）

平成18年4月30日一部改正（第六条1、第十条2・3変更）

平成19年4月30日一部改正（第六条1）

令和6年3月31日 PTA 組織解散 会則休止 令和9年3月31日まで

※R9.3.31 まで不都合がない場合は廃止

### 細則

第一条 会則十四条に定める本会の会費は年額2,400円とする。

第二条 本会の会員及び生徒に対する慶弔基準を次のとおりとする。

1. 死亡の場合 5,000円

2. 不慮の災害 3,000円

3. その他必要な場合は正副会長が協議の上決定する。

本細則は昭和57年4月1日より施行する。

昭和59年4月19日一部改正

平成15年3月11日一部改正

平成18年4月30日一部改正

平成22年6月22日一部改正

平成24年4月28日一部改正

平成31年5月 8日一部改正

令和6年3月31日 PTA 組織解散 細則休止 令和9年3月31日まで

※R9.3.31 まで不都合がない場合は廃止